

介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見書

令和4年8月17日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会長 中島 正治



介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、国、指定権者、保険者及び介護事業所間でやり取りされている文書の簡素化・標準化・ICT等の活用について以下のことを検討していただきたく、意見書を提出致します。

1. 指定申請関連文書について

(1) 指定居宅サービス事業所と指定介護予防居宅サービス事業所の更新時期がずれている場合に、時期を一致させることができるようにしていただきたい

予防給付が制度化される前に指定を受けた居宅サービス事業所では、事業所における居宅サービス事業と介護予防居宅サービス事業の更新年次がずれている場合があり、その場合は同じ事業所でありながら、それぞれを6年ごとに更新申請する必要がある。

更新申請における必要書類の準備にかかる負担は相当なものであり、時期を一致させることにより、その負担を軽減できる。

(例)

事業所の直近の更新が、居宅サービス事業 (A) が令和元年、介護予防居宅サービス (B) が令和4年の場合、
<現状のままの場合の今後の更新申請>

(A) : 令和7年、令和13年、(B) : 令和10年、令和16年 → 3年毎に必要な書類を準備

<時期を一致 ((B) の次回更新を (A) に合わせる) させる場合の今後の更新申請>

(A) : 令和7年、令和13年、(B) : 令和7年、令和13年 → 6年毎に必要な書類を準備

(2) 指定申請や更新申請について電子申請できるようにしていただきたい

指定申請や更新申請の際、指定の場所（多くは県庁）に出向いて文書を提出しているが、そのための時間を確保するためにサービス提供に係る業務に支障をきたす場合がある。また、文書に修正が必要であった際には、その都度提出に出向かねばならない。

電子申請が可能になれば、事業所から申請、修正を行うことができ、申請にかかる時間をこれまでより大幅に短縮することができる。

- (3) 同一自治体に、事業者（法人）が複数のサービス事業所を設置している場合、それらのサービス事業所の更新申請における登記事項証明書等の必要書類は共通で提出できるようにしていただきたい

同一自治体にある複数のサービス事業所の更新申請を行う場合、届け出先が同じ自治体であるにもかかわらず、登記事項証明書等の必要書類は、サービス事業所毎にそれぞれ同じ書類を揃えて提出しなければならない。

更新時期が同じで、同一自治体への提出であれば、事業者（法人）で1部の提出で済むようにすることで、効率化をはかることができる。

- (4) 更新申請の際に提出する文書を簡素化し、必要最小限にしていただきたい

訪問系の介護サービス事業所では、事務所の面積は施設基準になっていないため、変更がない場合は更新申請の際の平面図の提出を省略することで、文書作成の負担が軽減される。

2. 報酬請求関連文書について

- (1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について、「サービス提供体制強化加算の選択肢への説明文を追記」していただきたい

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」における「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の訪問看護：サービス提供体制強化加算の欄の選択肢が「1なし、2加算Ⅱ（イ及びロの場合）、3加算Ⅱ（ハの場合）、4加算Ⅰ（イ及びロの場合）、5加算Ⅰ（ハの場合）」となっているが、イ、ロ、ハの具体的な説明の記載がないために、別に資料で調べるのに時間を要しているとともに、選択間違いのリスクも高い。効率的かつ適正な請求のため、説明文の追記をお願いしたい。

3. ICT等の活用について

- (1) 訪問看護指示書を安全、簡便に訪問看護ステーションに伝送できる仕組みを構築していただきたい

現在、保健医療福祉分野 PKI（HPKI）電子証明書の仕組みを使うことで、訪問看護指示書を伝送することが可能であるが、この仕組みを使うためには、認証局へ申請して電子証明書の発行を受けることが必要であり、訪問看護ステーションにとってはハードルが高く、未だに紙面による交付がほとんどの状況である。

安全性を担保しつつ、訪問看護指示書を交付する医師や、受け取る訪問看護ステーションが簡便に使用できる伝送システムがあれば、印刷や郵送の手間を軽減できる。また、訪問看護計画書や訪問看護報告書の主治医への提出も伝送システムを使用することでさらに効率化が図れることとなる。

4. その他

- (1) 在宅ケアにおける事故報告の報告様式の統一とシステム化の推進をしていただきたい

在宅医療が推進され、医療依存度の高い在宅療養者が増加している中、自治体への事故報告については、自治体によって事故報告を求める事故の種類やレベルが異なり、様式の統一もされておらず、ICT化も進んでいない。また、事故報告の基準や運用は、各事業所任せ

になっている。

事故・インシデントは、全国規模で集積・分析・対応・改善策に取り組むような仕組みを構築していくことが重要であるため、ICT化を進め、効率化を図るとともに報告された事故内容を活用できる仕組みを構築すべきである。

(2) 駐車許可証取得のための申請書類の簡素化と様式の全国的な統一化をしていただきたい

居宅サービスを提供する際の移動のために必要な車両の駐車規制の問題については、平成21年1月、厚生労働省より各都道府県へ「訪問介護及び訪問看護車両に係る駐車許可への対応について」が発出されており、更なる周知を図るため、平成31年2月、警察庁交通局交通規制課理事官より「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について」が発出されている。

しかし、現実的には、各地域の警察署ごとに異なる対応、異なる文書の提出を求められており、駐車許可証の申請等に多くの時間と手間がかかっている。また、迅速な緊急時の対応にも支障をきたすこともあるため、駐車許可証取得のための申請書類の簡素化と様式の全国的な統一化をしていただきたい。